●横路衆議院議長談話「衆議院送付案の扱いについて」
（平成２３年３月３日（木））

【経過】

平成２３年（２０１１年）

２月２８日（月）衆院本会議、予算委員長中井洽君解任決議案否決(20:07 頃)
衆院予算委、平成 23 年度総予算可決（23:07 頃）

３月　１日（火）衆院本会議、平成 23 年度総予算可決（3:38 頃）
午前３時４０分、参議院に送付

３月　２日（水）西岡参院議長は予算案受領日を３月２日とすると発言

３月　３日（木）横路衆議院議長、予算案受領日等を「何らかの意思によって変動させることは法的安定性を害する」旨の談話を発表

【参考】

今野或男「＜解題＞衆議院事務局の歩み（今野或男）」（鈴木隆夫『国会運営の理論』2014、信山社）pp. 639-640

この時期、菅内閣の与党である民主党では党内対立が深刻化しており、離党者が続出していた。野党の自民党はこれを機に一段と攻勢を強め、予算案と予算関連法案の一括衆議院通過を主張した。だが与党側が予算案のみの先行を強行したため、衆参ねじれ現象の下で野党が多数を占めていた参議院の議長が、野党側の反撥を緩和させる目的で、予算案の受理を一日遅らせる措置を命じたわけである。西岡議長は、これを「すぐれて政治的決断だ」と説明した。

【メモ欄】

横路衆議院議長談話

平成23年3月3日

「衆議院送付案の扱いについて」、日本国憲法、国会法の解釈及び過去の先例を踏まえて以下のとおり見解を表明する。

1．日本国憲法第59条及び第60条の「受け取」り、国会法第83条以下の「送付」、「回付」、「返付」は、後議院の審査のため或いは両議院関係に進展させるため機械的に行われるもので、~~何らかの意思によって左右されるものではない。~~

2．日本国憲法における期間計算に当って、何らかの意思によって変動させることは法的安定性を害することになる。

3．過去の事例として予算の自然成立、条約の自然承認、法律案を参議院が否決したものとの見做し行為は、参議院へ送付の日を起算日として期間計算が行われている。

平成23年度総予算も同様にして、平成23年3月30日満了をもって自然成立する。

4．予算案と予算関連法案とを一体送付するか否かは衆議院の判断によるもので、一体送付の是非を政治的に批判することはあり得るが、基本的には衆議院の自律権の問題である。

5．予算関連法案は衆議院に提出された後、遅滞なく参議院に予備送付されており、送付された予算案と一体審議を行うことは可能である。